

城西大学経済学会々則

- 第1条 本会は城西大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は事務局を城西大学経済学部内に置く。
- 第3条 本会は経済学、経営学、人文・社会諸科学の研究および発表を目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行なう。
1. 機関誌「城西経済学会誌」および「城西人文研究」の発行。
 2. 研究会および講演会の開催。
 3. その他必要と認める事業。
- 第5条 本会は次の者をもって組織する。
1. 正会員 本学経済学部の教授、助教授、講師および助手。
 2. 特別会員 評議員会の承認を得た者。
 3. 準会員 本学経済学部および大学院経済学研究科の学生。
- 第6条 会員および準会員は次の会費を納入するものとする。
- 年額 2,000円
- 第7条 本会は次の機関を置く。
1. 会長 経済学部長がこれに就任する。
 2. 会員総会 正会員全員をもってこれを構成する。
 3. 評議員会 本学経済学部の教授、助教授および講師をもってこれを構成する。
 4. 委員会 委員は正会員中より会長がこれを選考し、評議員会の承認を得て委嘱する。
 5. 機関誌編集、研究会、講演会、庶務および会計の職務分担委員会においてこれを定める。
- 第8条 正会員、特別会員および準会員は機関誌「城西経済学会誌」および「城西人文研究」の配布を受ける。
- 第9条 本会々則の改正は、会員総会において正会員2分の1以上出席し、その3分の2以上の賛成をもってこれを決議する。
- 第10条 本会々則は昭和40年4月20日より施行する。

昭和49年4月改正(「城西人文研究」創刊)：昭和52年4月改正(会費3,000円)：
昭和54年4月改正(会費2,000円)。
昭和55年10月17日改正、同年11月21日施行。